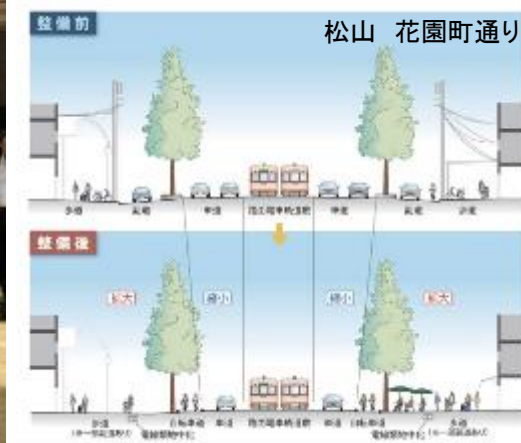


国土交通省からの情報提供

国土交通省都市局
街路交通施設課

クルマ中心からヒト中心の空間形成 沿道と路上を一体的に活用 地域の多様な主体の活躍

人々が集い・憩い・多様な活動を繰り広げられる場へ



Walkable

歩きたくなる

Eye level

まちに開かれた1階

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

Open

開かれた空間が心地よい

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

1階
(店舗やオフィス等)

1階
(店舗やオフィス等)

民間
空地

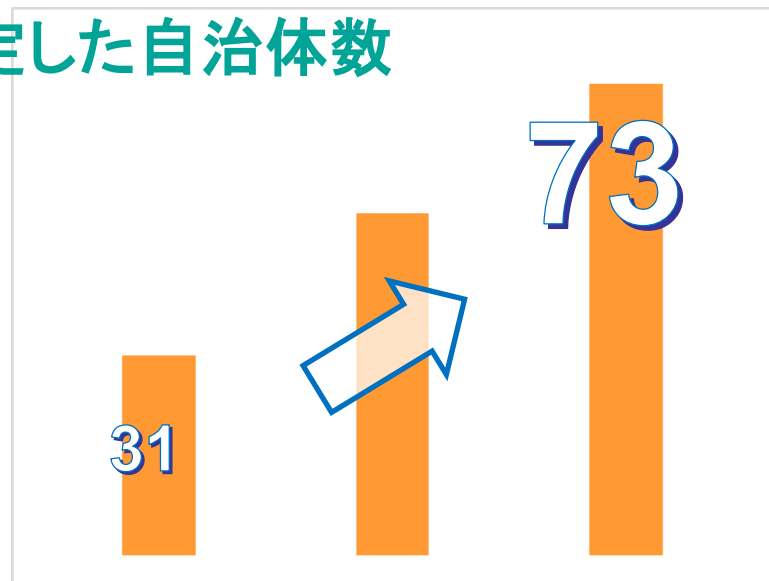
広場

街路

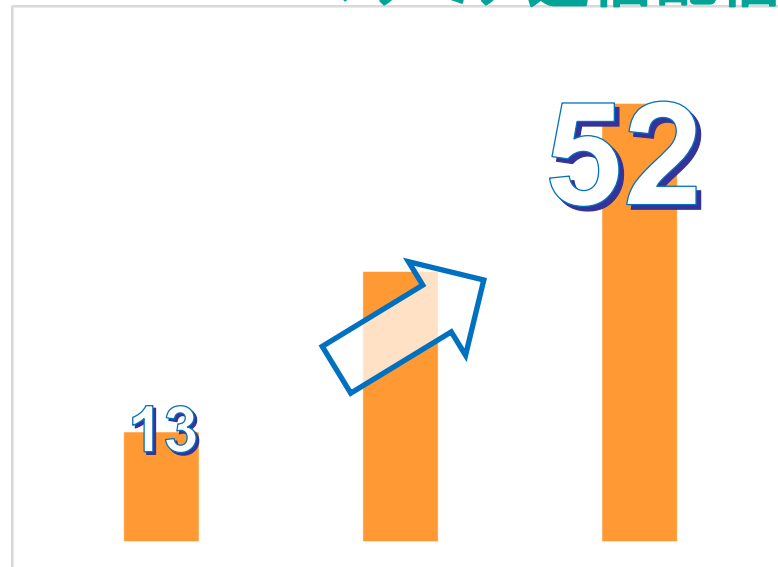
街路

公園

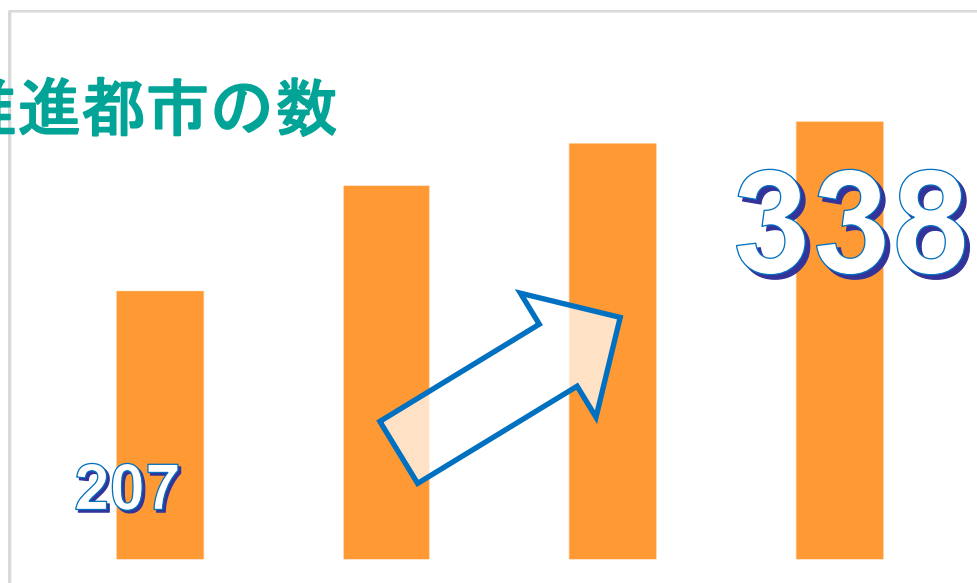
ウォーカブル区域を 設定した自治体数



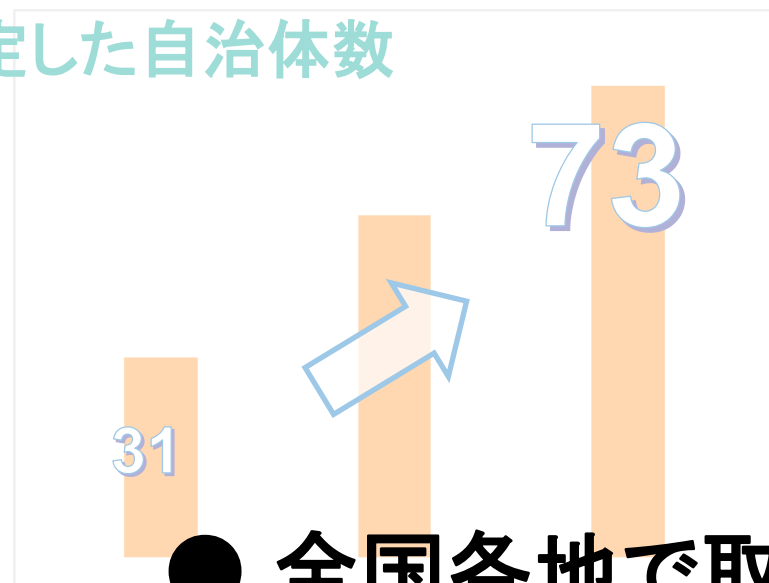
マチミチ通信配信数



ウォーカブル推進都市の数



ウォーカブル区域を
設定した自治体数

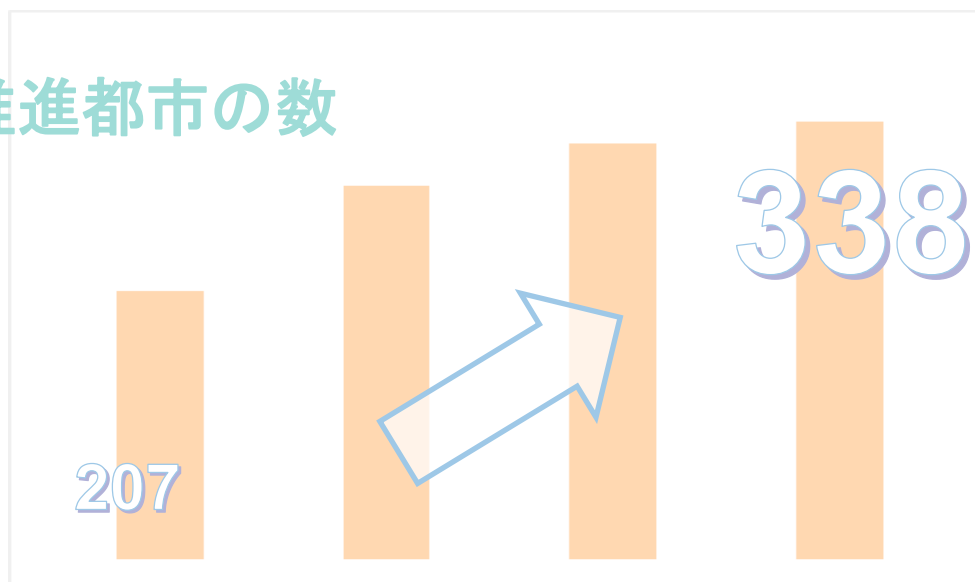


マチミチ通信配信数



● 全国各地で取り組みが活発化！！

ウォーカブル推進都市の数





この街路から、まちが変わる。



ハレまち通り（旧：県庁通り）

国土交通省では「居心地のよい歩きたくなる街路づくり」推進のため、先進事例を視察し担当者同士が意見交換を行う現地勉強会を開催しています。

第9回は岡山市「ハレまち通り（旧：県庁通り）」で開催します。ハレまち通りでは車道を2車線から1車線にすることにより快適でゆとりある歩行空間が整備されました。また再整備に併せて、オープンカフェの設置など、歩道を日常的に活用する仕掛けが数多く行われています。

地方都市における街路空間整備やまちづくりについて参加者みなさんで意見交換し、交流を深めませんか？

有識者講演 岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 **氏原 岳人** 准教授

専門は都市計画学、交通計画学。
地元岡山を中心に、モビリティ・マネジメント「ファジウォーカー」や「空き家を生まないプロジェクト」などの取組による地域課題の解決に挑んでいる。

著書に「世界のコンパクトシティ」
（学芸出版社・共著）など



- ▼主催 国土交通省・岡山市 ▼開催形式 現地+web配信
- ▼対象 街路・まちづくり部局の自治体職員、民間企業等
- ▼内容 有識者講演+事例紹介+現地視察+ワークショップ形式での意見交換
- ▼定員 現地参加：50名 / web配信：500名

※web参加の場合、各団体で代表1アカウントのみの参加とさせていただきますのでご了承ください

▼申込み 右記申込フォームから申し込みください（11/9×）

▼問合せ 国土交通省都市局街路交通施設課 太田・松岡・清水 TEL 03-5253-8417

マチミチstudy

現地勉強会 in 岡山

2022.11.28 Mon

13:30-16:30

視察地：ハレまち通り（旧：県庁通り）、
西川緑道公園 など

集合&会場：アークホテル岡山（牡丹の間）
岡山県岡山市北区下石井2丁目6-1



前日11/27 sun (11:00~16:00) は、ハレまち通り及び西川緑道公園
筋にて、歩行者天国を伴うイベントが開催予定です。
普段と違う道路の使い方、過ごし方を、ぜひ前泊して体験ください！

前日もぜひ！
【別紙参照】



自治体職員、民間企業等
150団体ほど参加！！
（※オンライン参加者含む）



2022.11.28

マキミナ Study 現地勉強会 in 岡山 グループワークショップ

ウォーカブルってなんだ？

総務委員会
国土交通省
清水

各班発表

1班 人(ヒト)



☆人のことを考えた、
おもいやり的空間づくり
同居心地 回遊して 充実



2班 誰かと一緒に集まって交流する空間



☆心の豊かさ
にぎやか



3班 人がワクワクする場所



☆地域によって、
異なる 多世代・多用途



4班 ひととクルマとの共存



☆地方は車と共に
生活する



5班 観光だけでなく、



日常の人々や子どもも含めて、
五感で楽しめる空間づくり。
車と共存し、行政がはじまりでもよいが、
行政が固く決めるよりラフにつくって
使い途を便う人にゆたかなるもの



6班 みちも生活の一部となり、



人、みどり、にぎやか、安全をつなげる
まち全体が公園のような場所
にすること



7班 人が豊かな「日常」づくり



回廊に安全 回滞在 回消費



8班 歩いて楽しい街づくり



官 民 回遊性の
高上
景観をなくしていく
系統



都市計画をする
俯瞰する 下から見る
岡山大学 氏原岳人准教授
☆人間らしさを追求する
☆できることからやることが大事



共通の意見は、
人を大切=考えること！
国土交通省 松岡係長

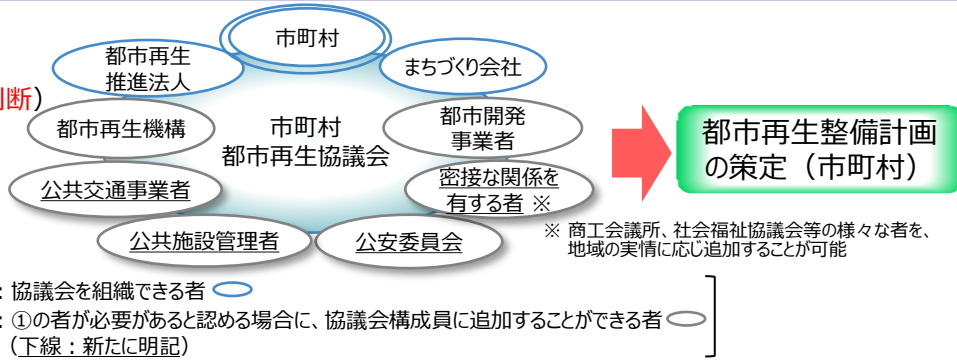
ぐらしこ
@shiorin-grp

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

【都市再生特別措置法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- ・市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に*
(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)
* 市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
- ・協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会
その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記
- ・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置付け
[予算] 官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援

滞在快適性等向上区域

官 × 民

街路等の公共空間の改変 × オープンスペースの提供・利活用
一体型滞在快適性等向上事業

民間空地 **建物低層部** **街路** **広場** **公園**

- ・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）
[予算] 交付金等による支援
- ・民間事業者による民地部分のオープンスペース化 (①) や建物低層部のガラス張り化等 (②)
[税制] 固定資産税の軽減
[予算] 補助金による支援
- ・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施
* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
[金融] 低利貸付による支援
- ・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）
※ 非効率のリスク！
- ・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置
- ・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占有手続を一括して対応

まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1 / 2

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※ 等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリッジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



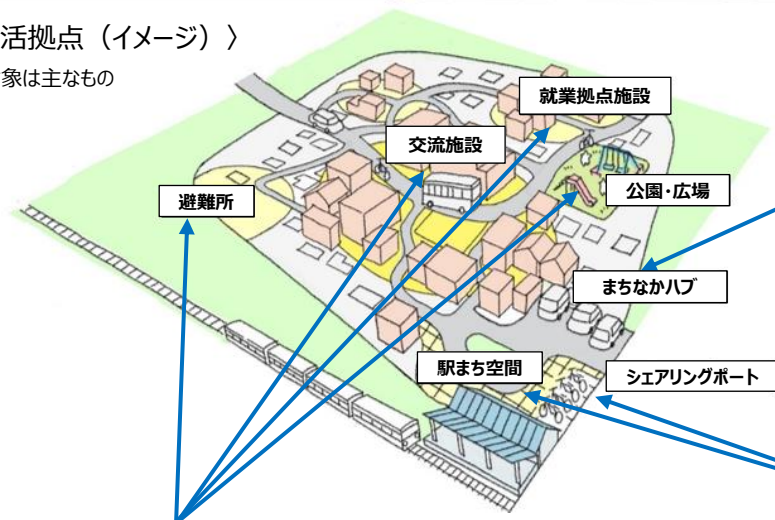
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(2) 日常生活を支える地域生活拠点の形成

多様なライフスタイルを支える人間中心のまちづくりの実現に向けて、日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）の充実を図るため、日常生活を支える地域生活拠点において、必要な都市機能・公共公益施設の誘導・整備、アクセス性の向上、ゆとりとにぎわいのあるウォーカブル空間の形成を推進する。

〈地域生活拠点（イメージ）〉

※支援対象は主なもの



都市機能の誘導・整備等 【都市構造再編集中支援事業】

○立地適正化計画に基づく公共公益施設の誘導・整備等への支援

立地適正化計画に基づき市町村や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的に支援。



都市機能の整備
(交流施設、病院、学校、
図書館等)



公共公益施設の整備
(道路・公園・広場等)



防災力強化の取組
(避難所の整備・改修等)

滞在・交流の促進 【まちなかウォーカブル推進事業】

○地域生活拠点における滞在・交流空間の形成への支援

日常生活を支える地域生活拠点において、滞在の快適性の向上に資する公共空間の整備や既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進。

・地域住民、来街者、関係人口等の多様な人々の滞在・交流を促進するため、既存建造物の活用による、デジタル技術の利用環境を備えた、人々が集い憩う施設（まちなかハブ）の整備を支援対象に追加。



多様な人々が集う施設（イメージ）

アクセス性の向上 【都市・地域交通戦略推進事業】

○モビリティサービスの充実への支援

①新たなモビリティの普及への対応

・シェアリングポート等を含めた自転車駐車場をエリア全体で一体的に整備する場合、駐車台数の要件を撤廃。



シェアサイクルの整備
(岡山県岡山市)

②誰もがアクセスしやすい交通環境の整備

・バリアフリー交通施設整備を単独で行う場合、全体事業費の下限額の要件を撤廃。

③駅まち空間の再構築

・駅舎の地域拠点施設への改修や減築等による再整備を支援対象に追加。



改築した駅舎に観光案内所を併設
(奈良県奈良市)

2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(2) 日常生活を支えるまちづくりの形

多様なライフスタイル
日常生活を支える
ウォーカブル空間

〈地域生活拠点〉
※支援対象は主なもの



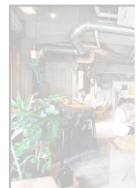
●ウォーカブルな取組の実施場所は？

約6割が
「駅周辺や駅周辺の中心市街地」

都市機能の整備

○立地適正化

立地適正化
居住環境の
取組等に対する



都市機能の整備
(交流施設、病院、学校、
図書館等)



公共公益施設の整備
(道路・公園・広場等)



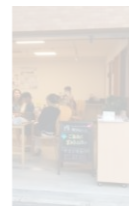
防災力強化の取組
(避難所の整備・改修等)



・駅舎の地域拠点施設への改修や減築等による再整備を支援対象に追加。



改築した駅舎に観光案内所を併設
(奈良県奈良市)



施設 (イメージ)



の整備
(山形市)



都市構造再編集集中支援事業	補助	700.0億円(1.00倍)
まちなかウォーカブル推進事業	補助	5.9億円(1.68倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	10.0億円(1.11倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	5.42億円の内数

を図るため、
ぎわいのある

の向上に資
的・一体的に

【拡充】 まちなかウォークابل推進事業（基幹事業：滞在環境整備事業）【対象施設の追加】

- 地域の資源として存在する既存ストックやデジタル技術を有効活用し、地域住民、来街者、関係人口等の多様な人々の滞在・交流を促進する環境を整備することにより、新たな暮らし方・働き方に対応する取組への支援を強化。

【拡充内容】

基幹事業「滞在環境整備事業」の補助対象として以下を追加する。

- 滞在者等の滞在及び交流を促進することを目的とした施設（公衆無線LAN等が整備され地域内外の交流を促進するものに限る。）を、既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用。

施設の位置づけ

- 利用者や利用目的を特定しない、**多様な人材・関係人口が集う、交流する、滞在するプレイス**
 - ・・・休憩、交流、自習、情報発信、テレワーク、まちづくり活動等の多様な用途に利活用
- デジタルデバイスの利用環境を整備することで、施設を拠点とした**地域内外における交流を促進**
 - ・・・デジタルデバイスを介して遠方の都心拠点や海外と交流
- 一時滞在できる場所を設けることで、**滞在快適性等向上区域の回遊性を向上**
 - ・・・通勤・通学、買物、仕事の道中で立ち寄れる「まちの休憩所」が新たな流動やアクティビティを生み出す

(通称)まちなかハブ

『まちなかハブ』のイメージ

= (屋内) 広場・オープンスペース

+ デジタルデバイス利用環境 + ファーニチャー



ファーニチャー
(机、椅子等)

デジタルデバイスの利用環境
(電源、Wi-Fi、ディスプレイ等)

誰もが自由な目的で使える
開かれたスペース



【拡充】 まちなかウォーカブル推進事業（基幹事業：道路）【都道府県事業の特例追加】

○交通結節点と周辺のまちが一体的となった「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成するために、市町村による市町村道や駅前広場おける取組と連携した、都道府県による都道府県道等における取組への支援を強化。

【拡充内容】

都道府県が事業主体となる場合に限り、まちなかウォーカブル推進事業（補助金）の基幹事業「道路」の補助対象として、都道府県道及び都道府県が管理する国道を追加する。

＜現行制度＞

基幹事業「道路」の補助対象

1. 次のいずれかに該当する道路の整備に要する費用

- ①市町村道の新設、改築又は修繕（大規模な事業を除く）
- ②指定市又は市管理の国道、都道府県道の小規模な改築又は修繕、歩道等の新築又は改築
- ③国道、都道府県道において、都道府県に代わって指定市以外の市町村が実施する歩道等の新設又は改築
- ④都市再生整備計画に記載された市町村が実施する国道、都道府県道の自動車駐車場等の新築又は改築

2. 市町村が実施する街路の新設又は改築（大規模な事業を除く）



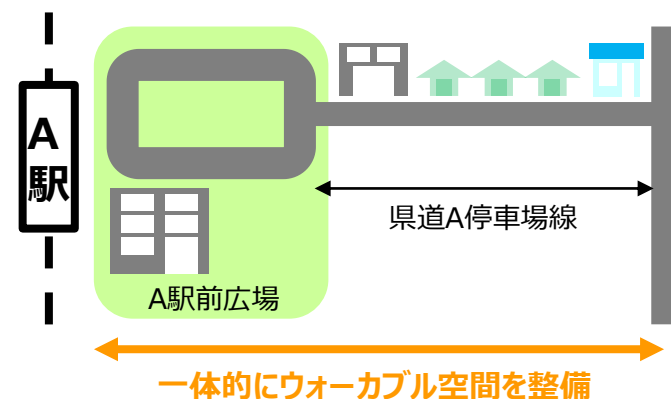
交通結節点へのアクセス道路は「○○停車場線」といった都道府県道が多いが、現行制度では補助対象外



＜拡充＞

都道府県が事業主体となる場合は、基幹事業「道路」の補助対象に以下を追加。

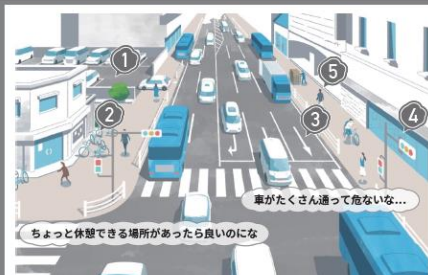
- ① **都道府県道**の新設、改築又は修繕。（大規模な事業を除く）
- ② **国道**の新設又は改築のうち、小規模なもの。
- ③ **国道**の修繕。



ウォーカブルなまちづくりに向けたロードマップ

STEP 00

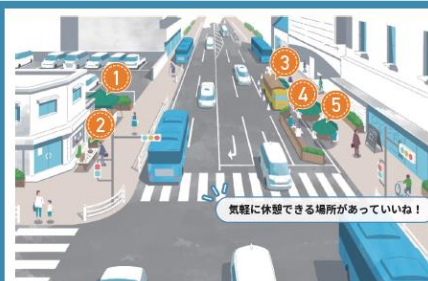
自動車中心の
道路空間



- ① 歩道空間を分断する駐車場
- ② 歩道上の放置駐輪
- ③ まちに開かれていない沿道の店舗
- ④ 歩道よりも車道が広い、自動車中心の空間
- ⑤ 通過するだけの歩行者

STEP 01

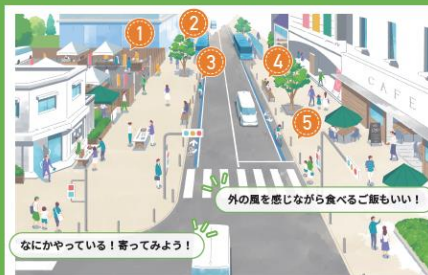
いろいろ
試してみる



- ① 空地を活用した居場所作り
- ② 店先を活用した飲食物販売
- ③ キッチンカーの誘致
- ④ パークレットの整備
- ⑤ ストリートファニチャーの設置

STEP 02

日常的に
試してみる



- ① 広場化した駐車場でのイベント
- ② 街路樹の整備
- ③ 自転車レーンの設置
- ④ ストリートファニチャーの常設化
- ⑤ 車線数の削減による歩行空間の拡大

STEP 03

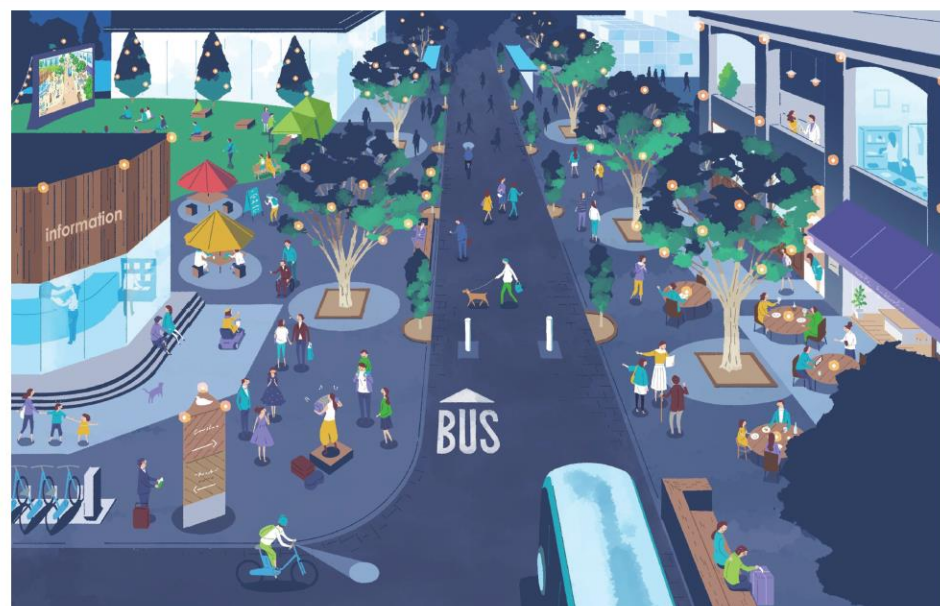
ひと中心の
道路空間に！



- ① 芝生が整備された、くつろげる広場
- ② 透明性の高い建築物
- ③ オーニングの設置
- ④ トランジットモール化による歩きやすい空間
- ⑤ まちに滞在する歩行者

官民が連携して
ウォーカブルな
まちづくりを
進めませんか？

ウォーカブルなまちの風景



一緒にウォーカブルなまちづくりを進めましょう！

